

## パソコン寺子屋規約の細則

(細則の目的)

本細則は、本講座規約の準則として継続した運営を図ることを目的とする。

### 第1章 歳入・歳出

(歳入)

**第1条** 本講座の歳入は、下記の受講料と研修会費及びチューニング代等がある。

(1) 受講費は、下記のとおりとする

項 目	金 額	備 考
通常授業	300円/回	通常授業受講生
特別授業	300円/回	特別授業受講生
サークル勉強会	300円/回	サークル勉強会受講生

(2) 研修会費は、下記のとおりとする

項 目	金 額	備 考
スタッフ研修会	300円/回	スタッフ会

(3) チューニング代等は、下記のとおりとする

項 目	金 額	備 考
PCチューニング代 ・メンテナンス代	1時間以内 2,000円	
	1時間超え 3,000円	
個人レッスン代	1時間以内 1,000円	
	1時間超え 2,000円	

ア. PCチューニング代とは

寺子屋入校申し込み後の事前説明会を経て、本講座への入校決定後に行う受講者が授業で使用するノートPCのチューニング代

イ. PCメンテナンス代とは

受講者が授業で使用しているノートPCに何らかの不具合が発生した場合に対処するためのメンテナンス、又はパソコンのアップグレードの修復作業代（なお、修理部品代については別途費用）

ウ. 個人レッスン代とは

通常のクラス別の授業とは別に、個人に対して**行なうレッスン代**

(歳出)

第2条 本講座の歳出は、**事業予算**の目的に沿って行なうこととする。

- 2 **具体的な支出項目は、下記の通りとし、当該項目以外の支出についてはスタッフ会議の承認を得るものとする。**

項目	摘要
教材・機器類	寺子屋を運用するために必要な教材・ <b>資材</b> ・機器類
運営費	<b>インターネット DTI光回線利用料金</b>
雑費	DVD鑑賞会&昼食会の弁当類(1回/年)

(役員の手当)

第3条 役員手当及び受託料は、ボランティア活動のため不要とする。

## 第2章 通常授業の受講生

(受講生定員)

第4条 通常授業の**募集定員**は、原則として**10名で以下のとおり**とする。

- (1) 定員に対して**応募者が少ない場合の対処**

前期受講者の中から通常授業の再受講希望者を加えて**続行**する場合は、スタッフ会議にて決定する

- (2) 定員に対して**応募者が多い場合の対処**

**何人**まで許容するのかは、教室のスペース、受講者数スタッフ数から適正な人数を勘案し、その都度スタッフ会議にて決定する

## 第3章 慶弔見舞金

(目的)

第5条 受講生**又は**役員の慶弔禍福に際し、支給する慶弔見舞金について定める。

(慶弔見舞金)

第6条 本講座が支給する慶弔見舞金は、受講生及び**役員**が死亡した場合、遺族に対して次のとおりとする。

- (1) 弔慰金 5,000円

(慶弔金支出)

第7条 受講生**又は**役員が、**第6条**に定める慶弔見舞金を受け取る場合は、所定の様式によって、事後1ヶ月以内に本講座に届け出する。**なお、その際事実を確認できる書類を添付するものとする。**

- 2 受講生又は役員から第6条に定める慶弔見舞金の届け出があった場合、事由確認の後、速やかに慶弔見舞金を支出する。

(慶弔金支給)

第8条 受講生及び役員から届け出があった場合、事由確認後、速やかに慶弔見舞金を支給する。

附 則

この慶弔見舞金規程は、平成30年4月28日から実施する。

改定 令和2年5月1日

改定 令和3年5月1日

改定 令和3年12月25日

改定 令和4年5月1日

改定 令和5年5月1日

改定 令和6年5月1日